

○宜野湾市上下水道局公募型指名競争入札実施要綱

平成28年1月5日

水道局管理規程第1号

改正 平成29年5月24日水道局管理規程第3号

平成30年3月23日水道局管規程第11号

〔題名改正〕

(趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めるもののほか、宜野湾市上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)が発注する工事及び業務等(以下「事業」という)の契約において、事前に執行予定事業を公表して入札参加の希望を募り、業者指名を行う指名競争入札(以下「公募型指名競争入札」という。)の実施に関し、必要な事項を定める。

(対象事業)

第2条 公募型指名競争入札実施の対象事業は、管理者が特に必要と認めたものとする。

2 前項の定めにかかわらず、公募型指名競争入札に付することが適当でないと認める場合は、他の契約方法により実施することができるものとする。

(入札の公告及び周知)

第3条 管理者は、公募型指名競争入札に付す場合は、公告するとともにその周知を図る。なお、公表は原則として、上下水道局内掲示板及びホームページにて行う。

(入札に参加を希望できる者の条件)

第4条 公募型指名競争入札に参加を希望できる者の条件は、次の各号により個別事業ごとに定める。

- (1) 指定業種が宜野湾市競争入札参加資格名簿に登録されている者
- (2) 技術者の配置
- (3) その他特に必要と認めて定める条件

2 個別事業における前項各号の詳細については、公表において明示する。

(入札参加の申込み)

第5条 公募型指名競争入札に参加を希望する者(以下「入札参加希望者」という。)は、所定の申込書により宜野湾市上下水道局総務企画課(以下「総務企画課」という。)に入札参加の申込みをしなければならない。

(審査等)

第6条 総務企画課は、入札参加希望者が提出した応募調書が応募資格要件を満たしているか、主管課長等と協議し、審査しなければならない。

2 宜野湾市上下水道局総務企画課総務企画課長(以下「総務企画課長」という。)は、前項の審査結果を踏まえ、公募型指名競争入札応募者一覧表を作成し、担当主管課長へ報告しなければならない。

3 総務企画課長は、審査結果を入札参加希望者へ通知する。

(入札参加者の指名)

第7条 入札参加者の指名を宜野湾市指名競争入札参加者の指名等に関する規程(昭和60年宜野湾市訓令第9号)第3条に定める審査委員会に付託し、審査委員会の議を経て決定する。

2 指名する業者数は、12者程度とする。ただし、入札参加希望者がこれを下回る場合、この限りでない。

(指名の取消し)

第8条 指名を受けた者が、第4条各号に掲げる条件を欠いたときは、指名を取消し、書面により通知する。

(入札の取りやめ)

第9条 総務企画課長は、入札参加希望者が2者に満たないときは、当該業務の入札を取りやめることができる。

(入札参加者の心得)

第10条 入札参加者が守らなければならない事項は、別に定めるもののほか、宜野湾市競争入札参加者心得の定めによる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この要綱は、平成28年1月5日から施行する。

附 則(平成29年5月24日水道局管理規程第3号)

この規程は、平成29年6月1日から施行する。

附 則(平成30年3月23日水道局管規程第11号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。